

【 算定加算一覧 】

初期加算	30単位/日	入所日から起算して30日
入院・外泊加算	246単位/日	1カ月6日を限度
療養食加算	6単位/回	医師の食事せんに基づき、年齢や心身の状況に応じて適切な栄養管理や療養食を提供した場合 (1日3回を限度)
看取り介護加算		医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断し、 看取り介護計画について医師等から説明を受け、ご家族の同意を得て施設で死亡した場合
	72単位/日	死亡日以前31～45日
	144単位/日	死亡日以前4～30日
	780単位/日	死亡日前日、前々日
	1580単位/日	死亡日
認知症専門ケア加算Ⅰ	3単位/日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方
口腔衛生管理加算	90単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合
経口維持加算Ⅰ	400単位/月	経口により食事を摂取する方で、誤嚥が認められる方に対して医師または歯科医師の指示を受け、 多職種で作成した計画に基づき管理栄養士等が継続的に経口摂取ができるよう栄養管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	100単位/月	経口維持加算Ⅰに合わせて協力歯科医師による指示管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算	10単位/月	入所時に褥瘡の発生リスクについて評価し、多職種の者が共同して褥瘡管理に関する計画を作成し 実施し3カ月に1回以上評価した場合
安全対策体制加算	20単位	入所時1回のみ